

FUJIEDA SOUTH ROTARY CLUB
藤枝南ロータリークラブ会報

例 会 : 毎週金曜日 小杉苑
 藤枝市青木2-35-30 TEL : 054-641-3321
 事務局 : 藤枝市青木1-11-10 TEL : 054-647-2300
 FAX : 054-647-2040
 E-mail : club1991@fujieda-rotary.org

会長:山田 壽久 副会長:江崎 直利 幹事:渡邊 博文 副幹事:桑原 茂

第1218回 トソング…われら日本のロータリアンの歌 トソングリーダー…杉山 茂範君



**ROTARY
SERVING
HUMANITY**

2016-2017年度 R1テーマ
人類に奉仕するロータリー

■ **会長報告**

山田 壽久君

皆さんこんにちは
 今週の卓話は会員卓話で、早川さんにじっくりお話を頂く事になっておりますので、楽しみにしてください。



ここ2・3日、テレビや新聞で「プレミアムフライデー」の話がたくさん出ております。「月末の金曜日は少し早めに仕事を終えて、買い物や食事・旅行などでちょっぴり豊かに」と呼びかける「プレミアムフライデー」が今日から始まります。内需の柱である個人消費を喚起するために、経産省や小売り・サービス業界が言い出し、計画をしています。小売り・サービス業界でも、プレミアムフライデーに向けた様々な特別商品を、消費者の皆さんに提供する計画のようです。アメリカのクリスマス商戦初日の事を、どのお店も黒字になると言うことで、「ブラックフライデー」にならおうと言うことです。お金と時間の使い方や働き方、休み方を改めて考えるには、いい機会ではないかと思えます。

静岡市や静岡商工会議所が、会員事務所に協力を要請したところ、130社以上が賛同してくれたようです。呼び掛けどおりに午後3時に終業できるかは、職種や職場によって、事情が異なりますので、大変難しいこともあると思いますが、一つの働き方に対する雰囲気作りになればいいと思えます。おそらく私たちの町でも、これから月末の金曜日をプレミアムフライデーとして、働き方を変えていこうという企業が増えてくると思えます。仕事とくらしが充実するようになると良いですね。

本日はプレミアムフライデーの話にさせていただきました。
 ありがとうございました。
 今週は田中角栄の言葉はお休みです。
 来週をお楽しみにお願いします。

■ **出席報告**

森竹 正晃君

本日のホームクラブ出席者	前回の補正出席者
37/47 78.72%	43/47 91.49%

(1)欠席者 (事前連絡とメイクアップをどうぞ)

- 池ヶ谷君 ○稲葉君 ○加藤君 ○川口君
- 竹田君 ○樽井君 ○中村君 ○中山君
- 藪崎幸君

(2)メイクアップ者

- 富澤 静雄君 (焼津南) 梅島 純男君 (焼津南)
- 森竹 正晃君 (焼津南) 湊脇 一啓君 (焼津南)
- 竹田 敏和君 (焼津南) 加藤 智之君 (焼津南)

■ **スマイルBOX**

藪崎 茂君

・2月17日(金)認知症予防研究会「内山カップ」争奪戦で並みいる強豪の追撃を振り切り、無印の事務局が優勝してしまいました。収益金の一部をスマイル致します。なお、インフルエンザで開催が危ぶまれた中で、ロータリーの友情を発揮して、急遽ゲスト参加して頂いた次男渡邊さんに心より感謝申し上げます。追伸:「あれが無ければ、上位を狙える好位置にいたのに」と悔やまれ、寝付けなかった事でしょう。

事務局 小池 吉久君

- ・長男が大学を卒業後、アメリカンワシントンの世界銀行で働く事になりました。また、浪人中の三男が慶応大学に受かりました。2浪が無くなりホッとしています。 松浦 正秋君

スマイル累計額 387,200円

■ 会員卓話

早川 清人君



平成 29 年 1 月 13 日の例会卓話の続きとして、私の仕事（活動）を今一度ご案内します。

当然ながら、私の事務所は司法書士事務所ですので不動産や会社の登記業務をメインとしているのですが、最近では、私自身が担当する裁判所関連の業務割合が急激に増加している傾向にあります。

先ず、私が一番時間を費やしているのが、成年後見業務であろうと思います。意思能力を喪失された高齢者や障害者の方の財産管理を主に業務を遂行しています。それ以外にも、亡くなった方の相続人がいなくなってしまうときの財産処理をする相続財産管理人、行方不明になってしまった方の財産管理をする不在者財産管理人にも就任しています。他、家庭裁判所の家事調停委員も務めています。

また、成年後見業務等以外でも家事調停事件の離婚や相続に関する裁判所提出書類の作成をしていますし、民事事件としては、140 万円以下の売掛金の回収事件、駐車場での自動車事故や自転車事故などの物損事件などを扱っています。

ちなみに、業務ではありませんが、民事法律扶助業務、情報提供業務、国選弁護関連業務などを行っている日本司法支援センター（法テラス）と云う独立行政法人があり、そこの審査委員会委員として日本司法書士会連合会から月 1 回出向しています。

さて、本日は、私の業務に於いて一番関係が深い「相続」について、以下の項目に沿って話をさせていただきます。

1. 「寄与分」は、被相続人の財産の維持、増加に特別の寄与をした相続人の取り分のことで、相続人に限られ認められる。

内縁の夫や妻、亡くなった夫の両親の介護をしてきた妻などには認められない。

2. 「特別受益」は、生前に被相続人から受けた贈与のことであり、受けた者を「特別受益者」と云う。
3. 「特別縁故者」は、被相続人と生計を同じくしていた者や被相続人の療養看護に努めた者など被相続人と特別の縁故のあった者を云う。相続人の不存在が確定した場合に請求（家庭裁判所への申立）により相続財産の分与を受けることができる。
4. 預貯金の遺産分割について
5. 「相続放棄」と「限定承認」
6. 「相続欠格」と「相続人廃除」
7. 相続における「利益相反行為」について
8. 相続人が行方不明の場合の「不在者財産管理人」
9. 相続人が存在しない場合の「相続財産管理人」
10. 相続人に認知症を患っている方がいる場合の「成年後見人制度」
11. 相続を巡るトラブル回避のための「遺言」
12. 遺産分割の協議がまとまらない場合の「遺産分割調停」の活用

■ 今週の一言

植田 裕明君



マイブームには、「わが道を行く」という意味合いもあるかとも思います。

帽子をかぶることが、ここ数年、習慣となっています。

今の時期は暖かいですし、夏は直射日光をおさえられ、かぶりだすと離せません。

もっとも似合うかどうかはまた別の問題で、やはり、つばのついたハットといわれる帽子は元々西洋人のものですし、顔が細い人や彫りの深い顔の人が似合うと思います。

てなことで、妻いわく。冬期にはコートを着ますが、よく黒いコートを着ることが多いので、「フリーメーソンみたい」と言われます。

今より太めだった頃は「喪黒福造」と言われていました。

でも、めげずに、わが道をいっています。

例会プログラム

例会日	クラブ行事	摘要
3/3(金) 第 1219 回	IM実行委員会 担当	理事会
3/10(金) 第 1220 回	会員卓話	
3/26(日) 第 1221 回	IM開催	小杉苑
3/31(金) 第 1222 回	PETS 報告	

(担当／鈴木寿君)